

速報！ユウワ通信

平成 27 年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金（以下、省エネ補助金）」の公募が開始されました。

省エネ補助金について

① 公募期間

< 1 次公募 >

平成 28 年 3 月 22 日 (火) ~ 平成 28 年 4 月 22 日 (金)

※17:00 必着

先着順ではありませんが、公募期間が短いので早めに対応したほうがよいでしょう。

② 対象となる事業者

以下の全ての要件を満たす事業者

1. 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
2. 原則、本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であること
3. 法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用できること。
4. 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、SII(環境共創イニシアチブ)あるいは国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
5. 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

③ 補助対象となる事業

以下の全ての要件を満たす事業

1. 日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等（以下、「事業所」という。）において使用している設備を更新する事業であること。
2. 既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備へ更新することにより、省エネルギー効果が得られる事業であること。
3. 補助事業者は事業終了後、補助対象設備の 1 か月間のエネルギー使用量を基に前年同月のエネルギー使用量と比較することで省エネルギー量を算出し、その 1 か月分の削減比率から 12 か月分の省エネルギー量を算出した上で事業完了後 90 日以内に SII へ成果を報告できること。但し、前記によりがたい補助事業者は事業完了後 1 年間のデータを取得し、データ取得完了後 90 日以内に補助事業の内容及び成果を SII に報告することも可とする。
4. SII が必要と認めたものについては、その事業の交付申請及び成果報告内容を公表できる事業であること。

④ 補助対象設備

- ・高効率照明
- ・高効率空調
- ・産業ヒートポンプ
- ・業務用給湯器
- ・高性能ボイラ
- ・低炭素工業炉
- ・変圧器
- ・冷凍冷蔵庫
- ・FEMS（新設導入可）

⑤ 補助率

補助対象経費の 3 分の 1 以内

※補助対象となるのは設備費用のみであり、工事費等は補助対象外となりますのでご注意ください。

⑥ 補助金限度額

上限：1 事業者あたりの補助金 1 億円

下限：1 事業所あたりの補助金 50 万円（中小企業者及び個人事業主の場合は 30 万円）

（いずれの場合も補助金下限額未満は対象外）

⑦ その他

- ・補助金の交付決定の通知がある以前に、既に発注等を完了させたものは対象外
- ・省エネ効果の試算が必須。
- ・申請書類はアカウントを登録し、ウェブ上から作成する。ウェブから作成前に、見積依頼書の作成、三者見積取得、導入予定設備の選定等を済ませておくこと。
- ・補助対象となる設備・機器について仕様を規定しているため、この仕様に基づき見積依頼書を作成すること。
- ・設備・機器の見積金額が明確にわかるように見積依頼書の作成を依頼すること。

平成 26 年度のいわゆる「A 類型補助金」と比べると、対象設備の範囲・補助率が縮小した形になっていますが、投資予定のある方は検討する価値はあるかと思えます。詳しくは SII のホームページ

(<https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/>) をご覧ください。